

平成二十九年五月九日提出
質問第一八九号

豊洲新市場の認可に関する再質問主意書

提出者
菅直人

豊洲新市場の認可に関する再質問主意書

平成二十九年四月十四日提出の豊洲新市場の認可に関する質問主意書に対し、同月二十五日に答弁書を受け取った。これに関連し、再度質問をする。

1 平成二十九年四月二十五日付の答弁書において、「御指摘の『生鮮食料品等の安全性』及び『消費者の安心』については、東京都が、専門家による検証を行うために平成二十八年九月十六日に設置した『豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議』等において、現在、議論及び検証を行っているところであると承知している。」と述べている。この専門家会議に先立ち、東京都は平成十九年に『豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議』を設置し、平成二十年七月に報告書を提出している。平成二十八年に設置された専門家会議は平成十九年の専門家会議の四名の委員のうち座長の平田健正氏を含む三名で構成されている。両専門家会議は実質的に同一の専門家会議であると考えるがどうか。

2 平成十九年設置の専門家会議の平成二十年七月の報告書によれば東京都が実施すべき土壌汚染対策として、①土壌を掘削し、入れ換え、さらに盛土をすること、②地下水中のベンゼン、シアン化合物の濃度が地下水環境基準に適合することを目指した地下水浄化を建物建設前に行うこと、の二点が提言されている

る。

四月二十五日付の答弁書では平成二十八年設置の専門家会議についてのみ触れているが、小池都知事就任後の調査では平成十九年設置の専門家会議での提言である①の盛土も②の地下水環境基準に適合する地下水浄化も行われていなかったことが判明した。農水省はこのことを承知しているか。

3 以上のように平成十九年設置の専門家会議で実施すべきとされた土壌汚染対策が行われていない豊洲新市場は「生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるように留意する」とある中央卸売市場整備計画の要件を満たしていないと考えるが、どうか。

右質問する。